

平成 29 年 4 月 3 日

指定整備事業者各位

(一社) 熊本県自動車整備振興会

**電子保安基準適合証システムの開始に伴う
指定自動車事業場の管理規程等の見直しについて**

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月 1 日より、電子保安基準適合証システム（以下、「電子保適システム」という。）が開始されたことをご承知の通りです。

現在の紙による保安基準適合証の交付とともに、電子保適システムによる交付が開始されることに伴い、指定自動車整備事業場において定めている「管理規程」等を見直す必要があることから、(一社) 日整連が作成した諸規程集をご参考迄に添付致します。

つきましては、指定整備事業者の各種規程の改正の参考としてご活用いただきたく、よろしくお願い致します。

記

1. 指定自動車整備事業諸規程集【別紙 1】

(電子保適に関する部分については、赤字で記載しております。)

- ① 指定自動車整備事業管理規程 (例)
- ② 指定自動車整備事業場組織図 (例)
- ③ 指定自動車整備事業職務分掌規程 (例)
- ④ 事業場管理責任者服務規程 (例)
- ⑤ 主任技術者服務規程 (例)
- ⑥ 自動車検査員服務規程 (例)
- ⑦ 保適証及び保適標章又は限定保適証交付規程 (例)
- ⑦-2 電子保適証及び電子保適標章交付規程 (例)

2. 各規程に関する保適証 (紙) と電子保適証の比較一覧【別紙 2】

以上